

高鍋町告示第7号

令和7年第1回高鍋町議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年2月25日

高鍋町長 黒木 敏之

1 期 日 令和7年3月3日（月）

2 場 所 高鍋町役場議場

○開会日に応招した議員

日高 正則君	森崎 英明君
橋 重文君	春成 勇君
兒玉 秀人君	中村 末子君
永友 良和君	森 弘道君
加藤 秀文君	檜原 富子君
松岡 信博君	緒方 直樹君
田中 義基君	古川 誠君

○3月5日に応招した議員

同上

○3月13日に応招した議員

同上

○3月14日に応招した議員

同上

○3月17日に応招した議員

同上

○応招しなかった議員

令和7年 第1回(定例)高鍋町議会会議録(第1日)

令和7年3月3日(月曜日)

議事日程(第1号)

令和7年3月3日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
 - (2) 議員派遣の報告
 - (3) 例月現金出納検査結果報告
 - (4) 定期監査結果報告
 - (5) 町長の政務報告
- 日程第3 町長の施政方針
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 報告第1号 債権の放棄について
- 日程第6 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第7 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第8 諮問第3号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第9 諮問第4号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第10 議案第3号 令和6年度高鍋町一般会計補正予算(第12号)
- 日程第11 議案第4号 令和6年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
- 日程第12 議案第5号 令和6年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第6号 令和6年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第14 議案第7号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第8号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第9号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第10号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第11号 高鍋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第12号 高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第13号 高鍋町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第21 議案第14号 高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関

		する基準を定める条例の一部改正について
日程第22	議案第15号	高鍋町水道事業給水条例の一部改正について
日程第23	議案第16号	高鍋町下水道条例の一部改正について
日程第24	議案第17号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第25	議案第18号	令和7年度高鍋町一般会計予算
日程第26	議案第19号	令和7年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
日程第27	議案第20号	令和7年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
日程第28	議案第21号	令和7年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
日程第29	議案第22号	令和7年度高鍋町介護保険特別会計予算
日程第30	議案第23号	令和7年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
日程第31	議案第24号	令和7年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算
日程第32	議案第25号	令和7年度高鍋町水道事業会計予算
日程第33	議案第26号	令和7年度高鍋町下水道事業会計予算
日程第34	発議第1号	高鍋町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	諸報告
	(1) 議長の会務報告
	(2) 議員派遣の報告
	(3) 例月現金出納検査結果報告
	(4) 定期監査結果報告
	(5) 町長の政務報告
日程第3	町長の施政方針
日程第4	会期の決定
日程第5	報告第1号 債権の放棄について
日程第6	諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
日程第7	諮問第2号 人権擁護委員の推薦について
日程第8	諮問第3号 人権擁護委員の推薦について
日程第9	諮問第4号 人権擁護委員の推薦について
日程第10	議案第3号 令和6年度高鍋町一般会計補正予算(第12号)
日程第11	議案第4号 令和6年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
日程第12	議案第5号 令和6年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
日程第13	議案第6号 令和6年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第4号)
日程第14	議案第7号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

- 日程第15 議案第8号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第9号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第10号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第11号 高鍋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第12号 高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第13号 高鍋町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第21 議案第14号 高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第22 議案第15号 高鍋町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第23 議案第16号 高鍋町下水道条例の一部改正について
- 日程第24 議案第17号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第25 議案第18号 令和7年度高鍋町一般会計予算
- 日程第26 議案第19号 令和7年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
- 日程第27 議案第20号 令和7年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第28 議案第21号 令和7年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第29 議案第22号 令和7年度高鍋町介護保険特別会計予算
- 日程第30 議案第23号 令和7年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
- 日程第31 議案第24号 令和7年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算
- 日程第32 議案第25号 令和7年度高鍋町水道事業会計予算
- 日程第33 議案第26号 令和7年度高鍋町下水道事業会計予算
- 日程第34 発議第1号 高鍋町議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について

出席議員（14名）

1 番 日高 正則君	2 番 森崎 英明君
3 番 橋 重文君	5 番 春成 勇君
6 番 兒玉 秀人君	7 番 中村 末子君
8 番 永友 良和君	10番 森 弘道君
11番 加藤 秀文君	12番 檜原 富子君
13番 松岡 信博君	14番 緒方 直樹君
15番 田中 義基君	16番 古川 誠君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 徳永 恵子君 事務局長補佐 永友 優一君
議事調査係長 宮本 敦子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	黒木 敏之君	副町長	小山 圭一君
教育長	奥村 昌美君	代表監査委員	三輪 見敏君
農業委員会会長	坂本 弘志君		
総務課長兼選挙管理委員会事務局長		横山 英二君	
財政経営課長	野中 康弘君	建設管理課長	芥田 賢治君
農業政策課長	飯干 雄司君	農業委員会事務局長	杉 英樹君
地域政策課長	山下 美穂君	危機管理課長	宮越 信義君
会計管理者兼会計課長		鳥取 和弘君	
町民生活課長	日高 茂利君	健康保険課長	井戸川 隆君
福祉課長	杉田 将也君	税務課長	濱本 生代君
上下水道課長	渡部 忠士君	教育総務課長	岩佐 康司君
社会教育課長	濱本 明俊君		

午前10時00分開会

○議長（古川 誠） おはようございます。只今から令和7年第1回高鍋町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、緒方直樹議員。

○議会運営委員会委員長（緒方 直樹君） 14番。おはようございます。

令和7年度第1回高鍋町議会定例会の招集に伴いまして、去る2月26日午前9時55分より第3会議室におきまして、議会運営委員全員、議長が出席、執行部より副町長、総務課長、財政経営課長の3名、議会事務局より日程説明のため、議会事務局長と補佐の2名が出席し、議会運営委員会を開催いたしましたので、御報告いたします。

今回の定例会に提案されます案件は、報告第1号債権の放棄について、諮問第1号人権擁護委員の推薦について外諮問についてが3件、議案第3号令和6年度高鍋町一般会計補正予算（第12号）、議案第4号令和6年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）外特別会計補正予算が2件、議案第7号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の

一部改正について外条例の一部改正が9件、議案第17号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第18号令和7年度高鍋町一般会計予算、議案第19号令和7年度高鍋町国民健康保険特別会計予算外特別会計予算が5件、議案第25号令和7年度高鍋町水道事業会計予算外事業会計予算が1件、加えて発議第1号高鍋町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についての合計30件であります。

執行部から説明を受け、質疑を求めたところ、委員から報告第1号の詳細な説明を求め、かつ質疑をするべきとの意見が出ております。その後、議会事務局より会期日程についての説明を受け、会期については、本日3月3日から17日までの15日間で行うこと。また、報告第1号は、質疑を行うことで委員全員の意見の一致を見ましたので、御報告いたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（古川 誠） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、11番、加藤秀文議員、12番、檜原富子議員を指名いたします。

日程第2. 諸報告

○議長（古川 誠） 日程第2、諸報告を行います。

まず、議長の会務報告、議員派遣の報告及び例月現金出納検査結果報告につきましては、報告書がお手元に配付してありますので、これにより報告といたします。

次に、定期監査結果報告を求めます。三輪見敏代表監査委員。

○代表監査委員（三輪 見敏君） 代表監査委員。おはようございます。

それでは、地方自治法第199条第4項及び高鍋町監査委員条例第5条の規定に基づき、定期監査を実施しましたので、監査委員2名を代表して定期監査の結果を御報告いたします。

タブレットのほうに定期監査結果報告書というのが2つございますが、まず、令和6年12月定期監査結果報告書を御覧いただきたいと思います。

それでは、定期監査結果報告書の提出について等を御説明させていただきます。

監査の種類ですが、地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査でございます。

監査対象は、東西小中学校の備品の管理状況、それから監査期間が令和6年12月25日と12月26日の2日間で行いました。

監査の着眼点及び実施内容につきましては、記載のとおりですけれども、学校からの要望もございまして、各学校とも事前に備品の全品確認を行ってもらった上で、抽出により監査を実施いたしました。年末のお忙しい時期でしたが、監査時には教頭先生をはじめ、専科の先生まで全て立ち会っていただいたおかげで、非常にスムーズに監査を実施するこ

とができました。

監査の結果ですが、各学校とも高鍋町財務規則に基づいた分類方法により、備品管理簿、備品整理表は整理されており、備品の現在高は備品管理簿と一致し、正確かつ適正に管理されていることを認めました。

今回、監査の対象となった備品の現在高は別表のとおりでございます。

続きまして、令和7年2月定期監査結果報告書を御覧ください。

定期監査結果報告書の提出について、監査の種類は、地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査でございます。

監査対象は、令和4年度・令和5年度の工事請負契約事務の執行状況、並びに令和4年度・令和5年度工事等設計監理業務委託契約事務の執行状況についてでございます。

監査期間が、令和7年2月3日から令和7年2月7日までの5日間で行いました。

監査の着眼点及び実施内容につきましては、記載のとおりでございます。

監査の結果ですが、令和4年度・令和5年度工事請負契約事務、令和4年度・令和5年度工事等設計監理業務委託契約事務における競争・見積入札につきましては、資格審査、指名審査に係る規定に基づき、公正に執行されていることを認めました。

また、随意契約についても法令及び地方財務規則に基づき執行されていることを認めました。さらに契約事務についても、関係書類は整備され、完成検査は適正に行われていることを認めました。

今回、監査の対象となった契約事務は別表のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（古川 誠） 次に、町長の政務報告を行います。

町長の政務報告につきましては、報告書がお手元に配付してありますので、これにより報告いたします。

以上で、日程第2、諸報告を終わります。

日程第3. 町長の施政方針

○議長（古川 誠） 次に、日程第3、町長の施政方針を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。皆さん、おはようございます。

それでは、施政方針を述べさせていただきます。

令和7年度の施政方針。

1、激変する時代。

今まさに、時代は大きな転換期を迎えています。技術革新ではAIや生成AIによる産業の自動化や効率化が急速に進展し、環境問題では気候変動への対応が極めて重要な課題となり、再生可能エネルギーの導入やサステナビリティ「持続可能性」が求められ、環境問題、社会的責任、経済的持続可能性が一体となった考え方が未来に向けた必然的な流れとなり、また急激な少子高齢化、労働人口の減少、デジタル社会への転換、AIの進化的な

ど、社会構造は大きく変化し、オフィスワークとテレワークを組み合わせたハイブリッド勤務により生活様式や働き方の多様化が進みました。

日本では、円安、物価高騰、消費低迷、人手不足、人口減少、少子高齢化などの課題が顕著であり、特に、世界の中での日本のデジタル化や生成AI活用の遅れが指摘されています。

世界では、ロシアのウクライナ侵攻、中東情勢の混乱、トランプ大統領のアメリカ第一主義、アメリカの利益を最優先する政策の推進、米国を中心とする民主主義国と中国、ロシアを中心とする権威主義国の対立、資源の高騰、インフレ圧力、サプライチェーンの動向、中国の不動産市況の低迷やゼロコロナ政策による経済の低迷など、世界経済には不透明リスク要因が山積しています。

日本のGDPは、昨年ドイツに抜かれて世界4位となり、本年はインドに次ぐ5位に後退し、今後の長期予想ではさらに低下し、2050年にはインドネシア、ブラジル、ロシア、メキシコにも抜かれるとみられています。国の豊かさを映す国民一人当たりのGDPは22位と、世界経済の中での日本の経済的な地盤沈下は厳しく、世界経済競争力ランキングは38位で、昨年の35位から順位を落としています。さらに、国の幸福度の尺度である世界幸福度ランキングは、昨年は51位と前年の47位から順位を下げています。多くの国民が豊かさを感じられないことが要因とされています。日本経済は低成長の状況にあり、いまだ失われた30年を抜け出せず経済成長の勢いを失ったままです。

2、日本の課題。

昨年、石破新政権が誕生し、地方創生を推進すべく交付金の予算倍増を打ち出し、岸田前政権の経済政策の骨子を踏襲する姿勢を示しました。前政権は、日本経済の課題に取り組み一定の方向性を示したと考えます。

(1) 前政権が取り組んだ方向性と課題。

1つ目は、新しい資本主義成長と分配の好循環の推進。経済の成長と社会的な公正の推進とともに環境の持続可能性を両立させること。

2つ目は、こども未来戦略。教育、福祉、健康、社会参加により子どもたちが健やかに成長し、将来の社会で活躍できるように支援すること。

3つ目は、防衛力の強化。軍事力の強化、サイバーセキュリティの強化、同盟国との協力、物流体制の強化、新たな脅威への対応。

4つ目は、資産所得倍増プラン。資産の運用や投資を通じて、個人や家庭の所得を向上させる施策。

5つ目は、経済安全保障の強化。経済的な安定と安全を確保する政策や戦略、国際的な競争が激化する中で、経済的な脅威やリスクに対抗する取組。

6つ目が、強固な日米関係の構築。両国の安全保障や経済的な協力を深める戦略。

7つ目は、日韓関係の正常化。

8つ目が、原発の再稼働等エネルギー政策の転換。エネルギーの安定供給や環境問題、

経済性を考慮した政策。

9つ目が、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進。企業や組織がデジタル技術を活用して新たな価値を創造し、業務効率化や顧客体験の向上を図るための戦略。

10個目が、最低賃金の大幅な引上げの推進。労働者の生活水準の向上や経済全体の活性化、慎重に検討すべき課題という認識。

以上10項目の取組でしたが、政策の推進は途中であり、日本経済の再生は道半ばでした。今後も賃上げと投資が牽引するような成長型の経済を創っていく必要があります。

（2）今後さらに、経済再生に向け日本が取り組むべき課題。

1つ目は、労働生産性の向上。企業の収益力強化、効率化、技術革新、労働者の能力向上など多面的な施策の推進。

2つ目は、労働市場改革。正規雇用者と非正規雇用者の格差是正、企業や個人の人的資本投資による生産性の向上。

3つ目が、グリーントランスフォーメーション（GX）とデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進。経済と環境の好循環、デジタル化と生成AIの産業への融合。

4つ目が、規制改革の推進。特にライドシェア（自動車の相乗り）に関する規制改革。

5つ目が、公的な分配戦略としての全世代型社会保障改革の推進。負担能力のある高齢者は支え手に回り、現世代の負担増を抑え、少子化対策の強化を図り、終身雇用社会から転職社会への移行、リカレント教育（社会人の学び直し）、兼業・副業の促進等、失業なき労働移動を前提とした個人の命と暮らしを守る包括的な政策の実現。

6つ目が、財政健全化の推進。防衛力強化、少子化対策、グリーントランスフォーメーション（GX）、半導体産業支援は国民に適正な負担を要求する。

7つ目は、資産運用立国の推進。貯蓄から投資へという賃金シフトの推進。

以上7項目を挙げる必要があります。

3、地方創生2.0。

地方創生とは、2014年に制定された国の政策で、地域が持つ魅力を生かして持続的な社会を構築することを目指すものであり、地方の人口減少や東京一極集中などの課題を解決し、地域経済を活性化させることを目的としていました。具体的な取組としては、地域の特色を生かした産業の振興、観光地の再生や付加価値の向上、インフラ整備、地方への移住・定住の促進、災害に対する事前防災や危機管理の強化、働き方改革による労働生産性の向上、医療・福祉などの生活関連サービスの充実、文化・芸術・スポーツなどの地域資源の活性化、デジタル技術の活用等を挙げることができ、日本政府が主導する政策であり、地方の自治体と連携しながら進められています。しかし、地方創生における現状には課題もあり、主に次の3点が挙げられています。

1つ目は、短期視点。

地方を活性化する取組は、一朝一夕にはいかず、長期的な視点で取り組む必要があり、政策の成果がすぐに現れない性質上、どうしても短期的な成果を追い求めてしまうという

ジレンマに陥りがちです。

2つ目、成長が見えにくい。

長期的視点で推し進めても、成果が可視化しづらく、具体的で分かりやすい結果が出ずに、取組が途中で頓挫してしまうケースが少なくありません。

3つ目、東京一極集中。

東京一極集中に歯止めがかからず、都市への人口集中は長年続き、人や企業が都市部に集まってしまい、地方創生の実現を大きく拒むことになり、いまだ地域間の格差は広がっています。

地方創生の創設以来10年が経過し、まち・ひと・しごと創生法の制定、政府機関の地方移転や地方創生の交付金などにより、様々な好事例が生まれたものの、普遍化・定着・普及することはなく、人口減少や東京圏への一極集中の流れを変えるまでには至らなかったことを課題と捉え、価値観が多様化する時代にあって、全国には多様な地域・コミュニティの存在があり、多様な幸せを実現することの重要性を認識し、楽しいと思える地方を、民の力を活用して、官民連携により都市対地方という二項対立ではなく、都市に住む人も、地方に住む人も、相互につながり高め合うことで、全ての人に安定と安全を保障し、希望と幸せを実感する社会を実現することを目指して、地方創生2.0の基本的な考え方が新たに起動されました。

地方創生2.0は、単なる地方の活性化策ではなく、日本の活力を取り戻す経済政策であり、多様化の時代の多様な幸せを実現するための社会政策であり、「我がまちのよさ、楽しさを発見していく営み」と定義され、その骨子は次のような内容です。

地方創生2.0の基本的な考え方。

人口・生産年齢人口が減少するという事態を正面から受け止めた上で、人口規模が縮小しても経済成長し、社会を機能させる適応策を講じていく。

1つ目は、一極集中をさらに進めるような政策の見直し。

2つ目は、地域の経済・社会、これらを支えている人材力の最大限に引き出す政策の強化。

3つ目は、若者や女性にも選ばれる職場や暮らしを実現する政策の強化。

4つ目は、都市と地方の新たな結びつき・人の往来を円滑にする政策の強化。

地方創生2.0の基本構想の5本柱。

1つ目は、安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生。

2つ目は、東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散。

3つ目は、付加価値創出型の新しい地方経済の創生。

4つ目は、デジタル・新技術の徹底活用。

5つ目が、産官学金労言の連携など、国民的な機運の向上。

急激な時代変化の真ただ中であって、多様化の時代の多様な幸せを実現するため、世界の潮流、国の動き、新たな地方創生の指針に対応しながら、高鍋町は地域の独自性を生

かして、積極的な地域の振興・まちづくりに取り組んでいかねばならないと考えます。

4、3期目への指針。

3期目の高鍋町政に取り組むに当たり、2期8年間のまちづくりを振り返れば、「豊かで美しい歴史と文教の城下町の再生」という揺るぎないビジョンを掲げ、「農畜産業が豊かになってこそ、商工業は潤い、まちは元気になる」という基本理念の下、「産業振興」「教育・福祉・子育て・高齢者支援」「防災・住環境整備」の3つをまちづくりの柱として多くの施策を推進しました。

具体的な例を挙げるとすれば、大学跡地の再生・世界企業キャノン誘致、赤字に苦しんでいた第三セクター温泉施設「めいりんの湯」の再生、道の駅機能を備えた株式会社デイリーマーム「ママンマルシェTAKANABE」の誘致、官民連携による高鍋商工会館の建設、浸水被害を防止するための宮越樋管への大型排水ポンプの設置、危険な通学路を災害避難道として取り組んだ神祭野坂の再生、町立図書館の再生、高鍋町歴史資料館の再生、民間出資によるまちづくり会社株式会社マチツクルの設立と官民連携による友愛社、まちなか再生の取組、デジタルラボたかなべの推進、しんきん通りの再生、高鍋駅の再生、蚊口浜オートキャンプ場の開設、高校生までの医療費無償化、中学生の給食費無償化、第2子からの保育料無償化、移住定住の推進、農商工業支援、産業振興、企業誘致・雇用の場の創出等々、急激な人口減少、少子高齢化が進む中、多くの積極的な取組を実施することができ、市町村GDP（市町村内総生産）は令和元年より上昇基調にあり、新築住宅数も堅調に推移しています。

特に今年度は、防災対策として危機管理課を設置して南海トラフ地震への対応を強化しました。教育関係では、中学生の給食無償化、柿原政一郎記念高鍋図書館の再生、高鍋町歴史資料館の愛称を二ノ丸文教歴史館としてリニューアルオープンすることができ、高鍋町美術館では人気を博した多くの入館者があった草間彌生展を開催し、小学生を起点に子どもと親と祖父母の三世代の運動習慣化を図るキッズ健幸アンバサダー事業の開催、中学生海外短期留学派遣事業の実施、先人を生かしたまちづくりに取り組む自治体で構成された嚶鳴協議会、石井十次顕彰会との協賛で、石井十次をテーマとした嚶鳴フォーラムを開催し、5年間途絶えていた石井十次先生の児童劇「石井十次ものがたり」を復活させました。福祉関係では、不登校生の居場所「まちなかコラボ」が機能し、4人の高校進学生徒が誕生し、町内各所でこども食堂等の子育て支援事業が積極的に開催されました。産業支援その他の分野では、農業支援、商工業振興を推し進め、餃子のまち高鍋の推進、高鍋・木城有機農業推進協議会によるオーガニックビレッジの開催等、有機農業の推進、モリス・フォークビレッジの弾き語りコンテストの開催、株式会社マチツクルと社会福祉法人友愛社との連携によるまちなか再生、海外や県外からも多くの参加者のある九州オルレ・フェア「宮崎・小丸川コース」の開催、健幸長寿の町を目指すスマートウエルネスシティ事業の推進、地域活性化起業人制度・地域おこし協力隊制度を活用した株式会社デジタルラボたかなべによるデジタル化の推進、竹鳩橋架け替えの推進、ふるさと納税の再構築、

住民のサービスの充実とともに、まちづくりの推進に取り組みました。

5、新たな決意。

令和7年度は、「産業振興」「教育・福祉・子育て・高齢者支援」「防災・住環境整備」をまちづくりの基本に、内閣府が推進するSDGs未来都市の選定を目指し、SDGsの達成に向けた取組を積極的に実施してまいります。地域商社を設立し、積極的な返礼品開発等に取り組み、ふるさと納税の寄附額30億円を目指すとともに、人材育成、起業家支援、観光支援、情報発信等の事業を推進します。

さらに、主な事業として、リニューアルオープンする高鍋駅舎は地域住民や高校生の交流拠点として機能し、蚊口浜・高鍋駅周辺の活性化を推進します。農泊事業の推進とともに、高鍋・木城有機農業推進協議会では、独自認証制度の確立とオーガニックスクール設立の準備に向け、高鍋オーガニック・マルシェの開催にも取り組みます。株式会社デジタルラボたかなべによる高鍋町内のデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進、また、健康長寿の町を目指すスマートウェルネスシティ事業を推進します。

教育文化関係では、先人の生き方に学ぶ人づくり・まちづくり推進事業の実施、二ノ丸文教歴史館の再生及び周辺の整備、まちなか回遊型の小さな歴史資料館の設置、黒水家住宅（高鍋藩家老屋敷）の再生、旧鈴木馬左也邸の再生、スポーツを通じて健康豊かな人生をつくるための授業の推進、高鍋町歴史シンポジウムの開催、地域おこし協力隊制度を利用したアーティスト・イン・レジデンス事業の実施、中学生海外短期留学派遣事業の実施等を計画します。

さて、令和7年度、最も重要な取組、それは竹鳩橋架け替えに向けての取組です。架け替えに向けて、防衛省との話し合いは始まっています。令和7年度は、自衛隊航空機事故に備えたレスキュー道路計画を防衛省に要望し、令和8年度から防衛省の70%補助と特別交付税15%を合わせた実質85%の補助事業実施を目指すことになります。総工費約48億円（うち町費約8億円）建設期間15年間という、全国でも例を見ない、全国が注目する事業です。高鍋町の長年の課題であり、町民の安心・安全の確保、次世代へつなぐ未来へのかけ橋でもあります。実現すれば、高鍋町はもちろんのこと周辺自治体にとっても大きな効果をもたらすことになります。周辺自治体との連携により結成された竹鳩橋等整備促進期成同盟会の御協力を得ながら、議員の皆様とともに町民の皆様方の御理解を得て力強く推進していくことになります。

令和7年度も「農畜産業が豊かになってこそ、商工業は潤い、まちは元気になる」というまちづくりの基本理念の下、「豊かで美しい歴史と文教の城下町の再生」という揺るぎないビジョンの達成に向かって、「産業振興」「教育・福祉・子育て・高齢者支援」「防災・住環境整備」の3つをまちづくりの柱として、10項目の達成すべき目標を掲げて高鍋町の活性化に取り組んでまいります。

10項目の達成すべき目標。

1、農畜産業支援。

1つ目は、農畜産品の高付加価値化。1、農畜産品のブランド化。2、農畜産品の6次産業化（フード・ビジネス・アドバイザーの導入）。3、農畜産品の販売促進（地元農畜産品と飲食店との連携）。

（2）積極的な補助・支援。1つ目は、農業者への積極的支援。2つ目、農業用ハウス補助支援。3つ目、農業機械導入支援。4つ目、災害時の支援。5つ目、災害に備えた収入保険への加入促進。6つ目、桵瀬地区圃場整備事業の推進。7つ目、国営かんがい排水事業一ツ瀬川地区更新事業の推進。8つ目、家畜伝染病の防疫。

（3）農業活性化支援。1、農泊事業の推進。2、有機農業の推進（高鍋・木城有機農業推進協議会の活動促進、高鍋・木城両町による有機JAS認定機関の活用）（みどりの食料システム戦略、有機の里づくりの推進）。3、スマート農業の推進（スマート農業の実施実験への取組支援）。4、高鍋農業高校、県立農業大学校との連携。5、農業後継者、新規就農者の育成支援。6、地域おこし協力隊制度の積極的な活用。7、JAみやざき児湯地区本部との連携推進。

2、商工業支援。

（1）商工業・地場産業支援。1、中小零細商工業、商店街の支援。2、地場産業の支援。3、地場産品開発、販売促進支援。4、ふるさと納税制度の推進（地域商社の設立を本年度実施することにより、返礼品開発等の積極的な取組を行う）。

（2）商店街・「まちなか」の活性化。1、まちづくり会社マチツクルとの連携強化。2、空き店舗対策の推進。3、町家・古民家再生の支援（官民連携事業の推進）。

（3）商工業の活性化。1、スマート商業の推進（株式会社デジタルラボたかなべによるデジタル化の推進）。2、コワーキングスペース事業の支援及び推進。3、餃子フェスなど商工業イベント開催の支援。4、後継者の育成支援。5、地域おこし協力隊・地域活性化起業人制度の積極的な活用。6、高鍋商工会議所との連携推進。

3、企業誘致・雇用促進。

（1）起業家養成・新産業創生。1、積極的な企業誘致活動の推進。2、誘致企業との意見交換。3、企業の求める人材の育成（職能教育）。4、起業家の養成支援。

4、観光促進。

（1）観光資源を生かした観光推進。1、SNSを利用した観光情報発信（ホームページの充実、ユーチューブ、フェイスブック、インスタグラム、LINEの活用）。2、飲食業の振興支援。3、九州オルレ「宮崎・小丸川コース」の整備及び広報支援。4、高鍋駅舎機能の充実及び蚊口海浜公園の整備促進（駅舎、駅前ロータリー、海浜公園キャンプ場、民間遊休施設）活用、（駅舎の交流機能の推進、にぎわい創出）推進。5、歴史を生かした景観づくり（高鍋城址公園、城堀、秋月墓地、持田古墳群など）。6、町家・古民家再生による街並み再生の推進（石井記念友愛社、株式会社マチツクル、高鍋町、官民連携による街並みの再生）。7、認定NPO法人高鍋町観光協会との連携。8、高鍋城灯籠まつりの支援。9、農泊事業の推進。

(2) 観光資源開発。1、上杉鷹山NHK大河ドラマ化推進協議会によるNHKへの要望活動の推進(米沢市、朝倉市、串間市との連携)。2、高鍋大師花守山の整備推進。3、観光イベントの支援。4、観光ボランティアガイドの養成支援。

5、高齢者、子育て、福祉の充実。

(1) 高鍋町社会福祉協議会との連携推進。1、総合相談支援センター「架け橋」の充実支援。2、こゆ成年後見支援センターの充実支援。3、まちなかコラボ、こどもの居場所づくりの推進。4、こども(地域)食堂の支援。5、住宅確保要配慮者の居住支援の推進。

(2) 福祉・医療の充実支援。スマートウエルネスシティ(健幸都市)づくりの推進。2、健幸アンバサダーの養成推進。3、キッズ健幸アンバサダー養成推進。4、高校生までのインフルエンザ予防接種無償化の推進。5、65歳以上のインフルエンザ予防接種無償化の推進。6、福祉ボランティア活動の推進。

(3) 子育て支援。1、教育・保育施設の環境整備の推進。2、安心して子育てできる切れ目のない支援体制の充実。3、放課後児童クラブの支援。4、こども貧困対策の推進。5、保育料無償化の推進。

(4) 高齢者支援。1、高齢者の生きがいづくりの推進(生き生きとした暮らしの支援)。2、高齢者クラブの支援。3、シルバー人材センターの支援。4、高齢者の居場所づくりの確保。

(5) 障害者支援。1、たか鍋まごころサポートセンターの養成推進。2、障害者支援サークルの支援。3、障害者が生き生きと暮らせるための支援。

6、教育支援・文教の城下町の再生。

(1) 「教育の充実」支援。1、グローバル化に対応した教育の推進(中学生海外短期留学派遣事業等の実施)。2、特別支援教育の推進。3、教育の情報化の推進(1人1台端末の更新、AI型教材・授業支援ソフトの開発)。4、教育環境の整備・充実に向けた教育整備計画の策定。5、不登校児童生徒の支援充実。6、小学生の学校給食無償化の推進。

(2) 「文教の城下町」の再生。1、先人の生き方に学ぶ人づくり・まちづくり推進事業の実施。2、キャリア教育、ふるさと教育の推進。3、児湯学友団コンソーシアム協議会への支援。4、町内県立高校への支援。

7、社会教育の推進。

(1) 社会教育施設の整備充実。1、柿原政一郎記念高鍋図書館の充実。2、スポーツ施設の整備・改修。3、指定管理者制度の導入。4、施設のネーミングライツの推進。5、二ノ丸文教歴史館のさらなる改革。6、たかしんホール再生計画の検討。

(2) 地域、スポーツ、文化活動支援。1、公民館活動の支援。2、スポーツ・文化活動の支援。3、令和9年「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」の開催推進。4、高鍋町美術館の充実。5、地域おこし協力隊制度による「アーティスト・イン・レジデンス」の推

進。

(3) 歴史を生かした「まちづくり」の推進。1、高鍋町歴史シンポジウムの開催。2、全国藩校サミットへの参加。3、高鍋町昔話の再生。4、高鍋神楽の「国指定重要無形民俗文化財」指定へ向けた取組の推進。5、伝統芸能の保存継承活動の支援。6、旧鈴木馬左也邸の再生（民間企業との連携を検討）。7、黒水家住宅（高鍋藩家老屋敷）の再生（来場者増を目指し施設の有効活用を検討）。8、石井十次顕彰会の活動支援。9、古墳を守る会の活動支援。10、「まちなか回遊型の小さな歴史資料館」の設置。

8、防災・環境整備・美しい高鍋づくり。

(1) 防災の推進。1、防災対策の推進。2、宮越排水機場周辺土地の内水対策の実施。3、町内の河川水路の浚渫推進。4、防災訓練の実施。5、消防団活動の支援。

(2) 住環境整備の推進。1、竹鳩橋架け替え事業の推進（防衛施設周辺整備事業（レスキュー道路補助）の活用）。2、ゼロカーボンシティの推進。3、SDGsの推進。4、デジタル化、スマートシティの推進（株式会社デジタルラボたかなべによるDXの推進）。5、道路等未整備インフラの整備。6、空き家・空き地対策の推進。7、持続可能な公共交通体系の再構築。

(3) 美しい高鍋の景観づくりの推進。1、景観条例等の充実及び施策の展開。2、街路樹、美しい街並み、景観美化の推進。3、公園の美化推進。4、コンパクトで美しく機能性に優れたまちづくりの推進。5、高鍋町木「タカナベカイドウ」の植樹育成支援。

9、人口増加・移住・定住支援。

(1) 移住・定住の推進。1、「定住のススメ」の充実。2、高鍋町魅力情報発信の推進。3、空き家バンクの利活用推進。4、地域おこし協力隊、地域活性化起業人制度の活用と人材確保推進。5、移住定住支援策の拡充。

10、役場の活性化の推進。

(1) 町民の声を町政に生かすための取組。1、ホームページ、広報たかなべ等、情報発信の充実。2、町民の意見を聴く機会の充実。3、業務のデジタル化（スマート行政）の推進。

(2) 職員教育の充実。1、綱紀粛正の徹底。2、人材育成、職員研修の推進。3、年度方針、課題の年度目標の設定と共有化の推進。4、プロジェクトチーム（職員自主研究グループ）活動の推進（課を超えた連携チームで自ら立案したテーマに取り組む）。5、笑顔、挨拶、掃除で職場文化づくり推進。6、町長表彰制度の充実。

以上、短期、中期、長期での達成すべき目標を明確にし、SDGs未来都市選定、地域商社の設立、地域住民や高校生の交流拠点としての高鍋駅舎の活性化の推進等、新たな取組を確実に達成し、やるべきことを迅速・的確・確実に推し進めます。

「勢とは、利に因りて権を制するなり」、孫子の兵法に習い、勢いは、有利な状況を見抜いた上で臨機応変に対応することで生まれるものである。この教えを認識し、時代の変化に的確に対応しながら、町民の皆様の意見をお聴きし、やるべきことを確実に実行し、

積年の大事を成し遂げ、「豊かで美しい歴史と文教の城下町の再生」に取り組んでまいります。

本年も、なお一層の御支援と御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、私の施政への所信といたします。

日程第4. 会期の決定

○議長（古川 誠） 次に、日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、会期日程予定表のとおり、本日から3月17日までの15日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月17日までの15日間に決定いたしました。

日程第5. 報告第1号

○議長（古川 誠） 日程第5、報告第1号債権の放棄についてを議題といたします。

町長の報告を求めます。

○町長（黒木 敏之君） 町長。報告第1号債権の放棄について御報告申し上げます。

本件につきましては、町営住宅使用料の滞納分のうち、調査の結果、別紙の債権放棄理由のとおり、徴収不能と判断した2件、合計金額91万890円を、高鍋町債権管理条例第11条第1項の規定により、令和7年2月28日付で放棄しましたので、同条第2項の規定により、御報告するものでございます。

○議長（古川 誠） 税務課長。

○税務課長（濱本 生代君） 税務課長。報告第1号債権の放棄について詳細説明を申し上げます。

今回、放棄する債権は、町営住宅使用料でございます。町営住宅使用料は、町の債権のうち、私債権に分類されることから、高鍋町債権管理条例に基づき放棄することとなります。

報告の最後のページに参照条文を載せております。

今回、債権放棄する件数は2件で、総額91万890円でございます。それぞれ内容について御説明いたします。

まず、債務者Aの方につきましては、令和元年に死亡しておられます。その後、相続人が全員相続放棄をされたため、債務者が不存在となりました。それから5年が経過しましたので、債権管理条例第11条第1項第3号に基づき放棄するものでございます。

なお、債務者Aの保証人につきましては、1人は令和2年に支払督促を行い、債務名義を取得いたしましたが、調査の結果、取立てできる財産がなく、強制執行の申立ては行っておりません。もう一人は、債務者Aより以前に死亡をしておられます。

次に、債務者Bにつきましては、令和2年に支払督促を行った後、調停で分割納付をすることとなりましたが、履行されなかったため、強制執行に向けて調査を行いました。しかしながら、取立てできる財産がなく、資力の回復も見込めないため、債権管理条例第11条第1項第4号に基づき放棄するものでございます。

なお、保証人につきましては、債務者Bが入居中に1人は死亡、1人は保証契約解除の申出があったため、保証人がいない状況でございました。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（古川 誠） 先般の議会運営委員会での協議により、質疑を求めることになりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番、中村末子。今、税務課長の報告、説明を受けましたけれども、まずお聞きしたいのは、以前、町営住宅の債権について放棄処分したことがあると考えますけれども、総金額及び年数などはどうでしたか、お伺いしたいと思います。そのときには、その後の対応として、どのような方針が出され、今までどの部署がどのような対応をしてこられたのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（古川 誠） 税務課長。

○税務課長（濱本 生代君） 税務課長。令和3年第1回定例会において放棄いたしました債権は、11件、230万3,650円で、平成12年度分から平成29年度分までの間の滞納分でございます。

対応につきましては、債権管理条例や関係法令に基づいて、必要な催告、相談、財産調査、強制執行等を行ってまいりました。

○議長（古川 誠） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） その中でも、漏れていたのかなという気がするんですが。私は、そのきっかけとなった事案が、保証人への支払命令書が来たことにより、保証人は家賃を滞納していた事実を知ることができました。金額が大きく困り果てた保証人が私に相談してきたのです。そのときには、私は2か月の滞納が発生すれば、必ず保証人にも通知し、借りている本人に対応できるし、事情があれば2か月分なら保証人2名いるので、1か月分ずつ支払い、その後どうするかを話し合い、対策を講じることができるのではないかとアドバイスをしました。

また、税務課へ移行した収納事業なんですけれども、建設管理課もしっかりと本人とのやり取りを行い、生活状況を把握することで、介護や生活困窮の場合は、生活保護受給を県に進達することで解決できるのではないかとアドバイスをさせていただきました。この何年間は、そのような対応がなされてきたのではないかと考えておりましたけれども、漏れていた事案なのか、再確認をしたいと思います。

なぜこのような質疑を行うかということについては、先ほども申し上げましたけれども、実際としては、本当にこれは対応が不完全だったと言わざるを得ない状況にあるからです。

先ほどの説明を聞けば、保証人が死亡していると、そして相続放棄をなされていると、

そういう状況が挙げられましたけれども、生きていращやる間に何とか保証人が1人であっても、もう一人保証人をつけるとか、そういう対応ができなかったのか。なぜこういう結果に至ってきたのかということは、非常に不明確であると言わざるを得ません。

私は、この何年間か、税務課にはきちんとこの町営住宅の住宅費の徴収についても聞いてまいりました。でも、100%納入されているという状況を私は聞いておりますので、それがうそだったということにもなりかねません。

そういうことを考えると、私たち議員に対して、そういった実態を報告しないまま債権放棄をされるということになれば、これからもこのような状況が私はまかり通ってくる。そうしたら、今、町営住宅にお住みになっている皆さんそのものがこの事態を知れば、もう住宅費を納めなくてもいいんだなということが、暗黙の了解になりはしないかと心配をしているので、再度確認をさせていただきたいと思います。

○議長（古川 誠） 税務課長。

○税務課長（濱本 生代君） 税務課長。議員がおっしゃいました漏れていた案件ではございません。かつ100%の収納状況だったという御発言がありましたが、令和3年度分の現年分については100%の徴収率ということで御説明をさせていただいておりますが、それ以外につきましては、決算報告時点で滞納額等についてはお示ししている、これまでお示ししてきたとおりでございます。

以上です。

○議長（古川 誠） もう一人つけられなかったのかは。（「答弁がないところがある」と呼ぶ者あり）もう一人保証人をつけられなかったというのは。（「保証人の問題と、2か月分滞納が発生していたというところは、そこはどうしていたのかという」と呼ぶ者あり）暫時休憩いたします。

午前10時56分休憩

.....

午前10時57分再開

○議長（古川 誠） じゃあ、再開いたします。

建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 賢治君） 建設管理課長。保証人につきましては、高鍋町営住宅の設置及び管理に関する条例の第11条により、「連帯保証人の連署する誓約書を提出すること」ということで、連帯保証人は2名つけることになっております。

ただ、ただし、その特別な事情がある場合には「連署を必要としないこととすることが出来る」ということで、現在1名とかで対応しているところでございますが、保証人が亡くなったりとかというところで、住宅使用者に対して連帯保証人を出してもらうようお願いしているところですが、なかなかそこが、うまくいってないところがございますので、その辺りは、今後どういうふうに対応するかというところを検討してまいりたいと考えております。（発言する者あり）

○議長（古川 誠） いいですか。中村議員、大丈夫ですか、今ので。

○7番（中村 末子君） （ ）、今の答えてない。

○議長（古川 誠） 暫時休憩いたします。

午前10時59分休憩

.....

午前11時12分再開

○議長（古川 誠） 再開いたします。

税務課長。

○税務課長（濱本 生代君） 税務課長。滞納が続いた方につきましては、建設管理課とも連携をいたしながら、退去の予告等を含めた対応を行っております。

○議長（古川 誠） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） まあ3回しかできませんので。

この問題をどのように解決するのか、方針は出ているのか。今、答弁がありましたけれども、それ以外にもですね、きちんとした解決方法というのをね。それから、まだこういう事例があるのであれば、早い段階で、調査をして、3年か4年前にしましたよね、だから、やはりそういうふうにして、やっぱり公に、しっかりと、していく必要があるんじゃないかなというふうに思うんですよ。

また、この問題をやっぱりどのように解決していくのか、方針。また、その方針が、職員異動などでは、どのようなマニュアルができていいのか。確かに収納は税務課が行うんですけれども、町営住宅管理については、建設管理課が対応するべきだと私は考えております。そのすり合わせはどうなっているのか、確認したいと思います。3回しか質疑ができませんのでちょっと残念ですが、あのときにできているマニュアルがあれば、議員全部にですね、配付していただけたらというふうに私は思いますけれども、まあ恐らく、マニュアルはできてないんじゃないかなというふうには思います。

○議長（古川 誠） 税務課長。

○税務課長（濱本 生代君） 税務課長。マニュアルはございませんが、税務課といたしましては、これまでどおり、債権管理条例や関係法令に基づいた対応を行ってまいりますとともに、必要に応じて建設管理課と連携をしながら対応をしてまいりたいと思います。

○議長（古川 誠） ほかに質疑はありませんか。14番、緒方直樹議員。

○14番（緒方 直樹君） すみません、ちょっと確認ということで、させていただきます。

今後も債権放棄が出てくるのかというのをもう一度聞きたいということと、債権放棄を今後、なくすための考えというのをですね、例えば現在の徴収方法であったり、そこら辺を改めるのかどうかという考えをちょっとお示ししていただけますでしょうか。

○議長（古川 誠） 税務課長。

○税務課長（濱本 生代君） 税務課長。やむを得ない事情で納付困難な案件は今後も出る可能性はございます。その都度、調査等を行い、その結果に基づき適正に判断した結果、

債権放棄することも、あり得ます。

もう1つの御質問ですが、先ほどの答弁と重複いたしますが、これまでどおり債権管理条例や関係法令に基づいた対応を行ってまいりたいと考えます。（発言する者あり）

○議長（古川 誠） 現存の徴収方法と……。〔「債権——暫時休憩（ ）』と呼ぶ者あり）

暫時休憩いたします。

午前11時15分休憩

.....

午前11時17分再開

○議長（古川 誠） 再開いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時17分休憩

.....

午前11時17分再開

○議長（古川 誠） 再開いたします。

税務課長。

○税務課長（濱本 生代君） 税務課長。税務課といたしましては、所管する債権について適正な管理をするということが業務の一つで、日々取り組んでいるところでございます。

適正な債権管理とは、大きく分けて2つございます。一つは滞納になった案件に対しまして、督促、催告、調査等を適正に行いまして、差押え等によって徴収すること。もう一つは、相談、調査等に基づきまして、徴収が困難と判断した債権につきましては、徴収猶予や滞納処分等の停止等を行いまして、最終的には債権消滅または債権放棄により、適切に不納欠損することでございます。

債権管理条例は、債権の管理について条例化をすることで、町として債権管理を適正に行うこととの意思表示をしているという意味もございます。

ですので、繰り返しにはなりますが、債権管理条例第1条の債権の放棄の規定について、調査等に基づきまして、納付資力がないなどの理由や、破産法、民法、地方自治法施行令の規定に基づきまして徴収困難と判断した債権の放棄を管理することができる規定となっているところです。

ですので、今後もやむを得ない事情で納付困難な案件が出た場合には、債権放棄することもあり得ますし、繰り返しになりますが、徴収方法等については、今でも適正に管理をしておりますので、今後もこれまでどおりの取組を続けてまいりたいというふうに考えております。

○議長（古川 誠） ほかに質疑はありませんか。13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 1点。令和3年に一度、そして今回債権放棄するわけですけど、やはり遡って今回平成16年まで遡って、それだけの滞納金があったと。今後そういうこ

とがまた繰り返されるか、そういった入居者が何人、また何件ぐらいあると把握されているのか、教えていただきたいと思います。今後そういった債権放棄する可能性がある、遡って、そういう把握をされているのか、伺いたいと思います。

○議長（古川 誠） 税務課長。

○税務課長（濱本 生代君） 滞納案件については、把握をしております。

○議長（古川 誠） 今は分からない。13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 今後債権放棄が繰り返されることが、先ほどもありましたけど、可能性があると言いましたけど、それは把握しているということですね。分かりました。

○議長（古川 誠） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） これで質疑を終わります。

日程第6. 諮問第1号

日程第7. 諮問第2号

日程第8. 諮問第3号

日程第9. 諮問第4号

○議長（古川 誠） 日程第6、諮問第1号人権擁護委員の推薦についてから、日程第9、諮問第4号人権擁護委員の推薦についてまで、以上4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。諮問第1号人権擁護委員の推薦についてから、諮問第4号人権擁護委員の推薦についてまでを一括して提案理由を申し上げます。

まず、諮問第1号から諮問第3号についてでございますが、いずれも同委員である岩永修一氏、長谷川ゆり子氏、河野恵子氏が令和7年6月30日をもって任期満了となることから、引き続き同委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条の第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

次に、諮問第4号についてでございますが、同委員の金田一成氏が令和7年6月30日をもって任期満了となることから、新たに橋口清和氏を同委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

以上、4件につきまして、御意見を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川 誠） 続いて、本4件のうち、再任を除き略歴の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（横山 英二君） 総務課長。それでは、諮問第4号について、略歴の説明を申し上げます。氏名、橋口清和。生年月日、昭和27年5月21日生まれ、72歳。現住所、高鍋町大字北高鍋1182番地1、最終学歴、昭和46年3月、宮崎県立高鍋高等学校普通科卒業。職歴等、昭和46年4月、橋口理容店、平成17年4月、明倫観光バス代表、平成24年4月、株式会社明倫観光バス代表取締役で現在に至っております。

以上でございます。

○議長（古川 誠） 以上で説明は終わりました。

これから一括して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件は、人事案件でありますので、討論を省略し、これから1件ごとに採決を行います。

まず、諮問第1号を起立によって採決いたします。本件は適任とすることに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、諮問第1号人権擁護委員の推薦については、適任とすることに決定いたしました。

次に、諮問第2号を起立によって採決します。本件は適任とすることに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、諮問第2号人権擁護委員の推薦については、適任とすることに決定いたしました。

次に、諮問第3号を起立によって採決します。本件は適任とすることに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、諮問第3号人権擁護委員の推薦については、適任とすることに決定いたしました。

次に、諮問第4号を起立によって採決します。本件は適任とすることに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、諮問第4号人権擁護委員の推薦については、適任とすることに決定いたしました。

_____ . _____ . _____

日程第10. 議案第3号

日程第11. 議案第4号

日程第12. 議案第5号

日程第13. 議案第6号

○議長（古川 誠） 日程第10、議案第3号令和6年度高鍋町一般会計補正予算（第12号）から、日程第13、議案第6号令和6年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第4号）まで、以上4件を一括議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第3号令和6年度高鍋町一般会計補正予算（第

12号)から、議案第6号令和6年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第4号)までを一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第3号令和6年度高鍋町一般会計補正予算(第12号)についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ6億8,598万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ118億2,658万7,000円とするものでございます。

補正の主な内容といたしましては、物価高騰下の農業経営を支援するため、物価高騰対策農畜産業支援事業補助金を追加するほか、令和6年度の事業費確定等に伴い予算の調整を行うもの、令和5年度の国県補助事業の確定に伴い、補助金等の返還を行うものでございます。

併せまして、一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団事務経費負担事業外7件の繰越明許費の追加、地域デジタルトランスフォーメーション推進事業等事業業務委託に係る債務負担行為の追加、高鍋駅舎大規模改修事業外8件の地方債の変更及び防衛施設周辺道路改修等事業外1件の地方債を廃止するものであります。

次に、議案第4号令和6年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,038万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億9,635万6,000円とするものでございます。

補正の主なものといたしましては、歳出では実績見込みに伴う保健事業費の減額及び基金積立金の増額、歳入では繰入金の減額及び繰越金、諸収入の増額でございます。

次に、議案第5号令和6年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ596万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億2,345万3,000円とするものでございます。

補正の主なものといたしましては、歳出では本年度負担金額確定に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の減額及び諸支出金の増額、歳入では繰入金の減額及び諸収入の増額でございます。

次に、議案第6号令和6年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第4号)についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ2万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億3,381万円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳出では保険給付費の予算調整及び基金積立金の増額で、歳入では財産収入の増額でございます。

以上、4件の議案につきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(古川 誠) 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長(野中 康弘君) 財政経営課長。それでは、議案第3号につきまして詳細説明を申し上げます。

補正の主な内容につきまして、歳出補正予算から御説明を申し上げます。

予算書の31ページを御覧ください。

総務費、総務管理費、財産管理費、基金管理費、積立金のうち、財政調整基金積立金

1,319万円でございますが、昭和63年に制定された永久町民制度について、平成29年を最後に新たな登録者もなく、物故者の増加も進み、事業の拡大が見込めないことから、今年度をもって制度を廃止することといたしました。

このため、ふるさとづくり基金のうち、永久町民制度運用に関わる基金残高を繰入れ、利子と合わせまして財政調整基金に積み立てるものでございます。

次に、減債基金積立金3,069万2,000円でございますが、国の補正予算に関わる財政措置として、臨時財政対策債の元利償還金の一部を償還する基金積立の財源として、普通交付税が増額交付されましたので、この措置に対応し積み立てるものでございます。

次に、ふるさとづくり基金、地域づくり積立金283万7,000円でございますが、個人、団体から頂きました御寄附のうち、7年度以降に活用するもの等を一旦積み立てるものでございます。

次に、子育て支援基金積立金949万2,000円でございますが、後年度の子ども医療費助成に活用するため、再編関連訓練移転等交付金の一部を積み立てるものでございます。

予算書の33ページを御覧ください。

企画費、まち・ひと・しごと創生基金積立金1,250万円でございますが、株式会社日向芝様から、企業版ふるさと納税により1,200万円の御寄附がありましたので、町の自主財源分50万円と合わせて基金に積み立てるものでございます。今後、地方創生の取組に役立ててまいります。

次に、諸費、地方バス路線維持費補助金451万3,000円でございますが、運行経費の増加等により運行維持費が不足するため、補助金を増額するものでございます。

予算書の39ページを御覧ください。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費、物価高騰対策費補助金3,571万円の減でございますが、支給対象者数が確定いたしましたので、不用額を減額するものでございます。

次に、障害福祉費、扶助費3,000万円でございますが、障害福祉サービス、主に就労継続支援B型及び障害児の放課後等デイサービスの利用者増により予算の不足が見込まれるため増額するものでございます。

予算書の41ページを御覧ください。

児童福祉費、児童福祉総務費、就学前教育保育施設整備補助金1億9,559万7,000円の減でございますが、当該補助金は令和8年度からの認定こども園の移行を目指した、なでしこ保育園の施設整備に対する補助金で、当初、国の交付金を含む町の補助金の支払いについて、国の基準額が増額された部分を6年度中に補正し、その全額を繰り越す予定でございましたが、国の協議募集中止に起因する工事の遅れに伴い、進捗率に応じて2か年度に分けて予算を執行することとなったため、減額するものでございます。

次に、子ども子育て事業費、結婚新生活支援補助金399万7,000円でございますが、当該補助金は、結婚に伴う新生活に要する経費の一部を支援することにより、経済的

不安の軽減を図り、少子化対策の強化等に資することを目的とした補助金でございますが、申請世帯の増が見込まれることから増額するものでございます。

予算書の43ページを御覧ください。

衛生費、保健衛生費、予防費、予防接種事業費、高齢者予防接種委託3,700万円の減でございますが、65歳以上等を対象とした新型コロナワクチン予防接種について、当初接種者を3,300人、インフルエンザと同程度の65歳以上約6,600人の50%と見込んでおりましたが、約500人程度、7.6%となる見込みであることから減額をするものでございます。

予算書の47ページを御覧ください。

農林水産業費、農業費、農地費、突発事故対策事業負担金213万7,000円につきましては、竹鳩隧道内のコンクリート製水路の壁面崩落復旧工事に対する負担金でございます。

県に相談の上、次期作付の通水までに復旧が可能な農山漁村地域整備交付金、水利施設整備事業に取り組むこととしましたが、当該事業は小丸川土地改良区が事業主体となりますことから、負担金として予算を計上したところでございます。

次に、一ツ瀬川営農飲雑用水事業費、一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団事務経費負担金2,794万円でございますが、企業団の建設改良事業に対して国の補正予算が措置されることから増額をするものでございます。

なお、当該予算につきましては、全額繰り越す予定としております。

予算書の49ページを御覧ください。

農政企画費、物価高騰対策農畜産業支援事業補助金1,500万円でございますが、資材、肥料等の価格高騰による農業経営の影響を緩和し、営農継続を支援するため収入金額の区分に応じ補助金を交付するものでございます。

なお、畜産農家につきましては、子牛1頭当たりの飼料費及び全生産費の上昇が続いていること、牛肉の消費が伸び悩んでいることで、枝肉価格が低迷し、その影響により子牛の競り価格も低迷しており、厳しい経営状況が続いていることから、より手厚く支援することとしております。

予算書の51ページを御覧ください。

商工費、商工業振興費、ふるさと納税推進事業費でございますが、ふるさと納税の決算見込額に合わせ4億円減額するものでございます。

なお、今年度のふるさと納税の決算見込みは、10億2,000万円で、前年度決算額8億3,112万2,588円と比較して約1億8,900万円の増額となる見込みでございます。

予算書の55ページを御覧ください。

土木費、道路橋梁費、道路新設改良費、社会資本整備総合交付金事業費、工事請負費497万8,000円でございますが、補助事業費の調整による増額でございます。

次に、河川費、河川総務費、水門操作委託８７万８，０００円でございますが、水門操作につきましては、小丸川、宮田川に設置している水門操作を高鍋地区建設業協会高鍋支部に委託しておりますが、出水時の人件費等が増となったため、委託料を増額するものでございます。

予算書の６５ページを御覧ください。６５ページでございます。

教育費、社会教育費、図書館費、需用費、消耗品費２０万円でございますが、正幸会様からの御寄附により、古文書修復に要する消耗品を購入するものでございます。

次に、主な歳入補正予算について御説明をいたします。

予算書の１５ページを御覧ください。

地方交付税のうち、普通交付税２億４，９２７万５，０００円は、国の補正予算に関わる増額交付措置を含む額が決定したことから増額するもの。特別交付税３，０２１万６，０００円の内訳は、新田原飛行場周辺道路改修等の措置額４，８８４万円の増及び地域おこし協力隊等の措置額１，８６２万４，０００円の減でございます。

予算書の１７ページを御覧ください。

国庫支出金、国庫補助金、民生費国庫補助金、就学前教育・保育施設整備交付金１億３，０３９万８，０００円の減でございますが、先ほど、歳出補正予算で御説明をしましたが、２か年度に分けて予算が執行されることとなったため、減額するものでございます。

予算書の１９ページを御覧ください。

防衛施設周辺対策事業国庫補助金、再編関連訓練移転等交付金９４９万円でございますが、交付額の決定により増額するものでございます。

予算書の２１ページを御覧ください。

県支出金、県補助金、総務費県補助金、地方バス路線等運行維持対策事業補助金２６９万４，０００円でございますが、補助額の確定により増額するものでございます。

予算書の２５ページを御覧ください。

寄附金、教育寄附金でございますが、正幸会様、高鍋信用金庫様及び匿名の方から頂いた寄附金を計上するものでございます。

次に、繰入金、基金繰入金、ふるさとづくり基金繰入金７，２６４万９，０００円の減でございますが、内訳といたしましては、基金充当先事業の決算見込み等による８，５７０万３，０００円を減額するもののほか、永久町民制度廃止に伴い運用基金の残高１，３０５万４，０００円を繰り入れるものでございます。

予算書の２７ページを御覧ください。

公共施設等整備基金繰入金４，００５万９，０００円の減でございますが、基金充当先事業の決算見込み等により減額するものでございます。

次に、子育て支援基金繰入金１，２００万円でございますが、子ども医療費助成の財源として繰り入れるものでございます。

議案第３号に関する詳細説明は以上でございます。

○議長（古川 誠） 健康保険課長。

○健康保険課長（井戸川 隆君） 健康保険課長。特別会計補正予算について詳細説明をさせていただきます。

まず、議案第4号令和6年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてでございますが、補正予算書の歳出8ページを御覧ください。

保健事業費の疾病予防費及び特定健康診査等事業費につきましては、各種検診の受診者数が見込みより少なかったことから減額するものでございます。

3段目、基金積立金につきましては、前年度からの繰越金等の残額を基金へ積み立てるものでございます。

なお、令和6年度末現在の基金残高は約5億円を見込んでおります。

諸支出金、保険給付費等交付金、償還金につきましては、第三者行為の求償により保険給付費が減額となることで、県へ交付金の返還が生じるものでございます。

その他償還金、県負担金、返還金につきましては、令和5年度からの出産育児一時金の支給額の引上げに伴い、財政支援が行われました令和5年度健康保険組合等出産一時金臨時補助金額の確定に伴う返還金でございます。

続きまして、歳入に戻り6ページを御覧ください。

一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金ほか、各法定繰入金の本年度負担額確定に伴う調整でございます。

その他繰越金につきましては、前年度からの繰越金を全額計上するものでございます。

諸収入、特定健康診査等負担金につきましては、前年度分の確定精算に伴う追加交付でございます。

続きまして、議案第5号令和6年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について詳細説明を申し上げます。

補正予算書の歳出8ページを御覧ください。

後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、保険基盤安定負担金、共通経費負担金及び療養給付費負担金につきましては、本年度の負担金額が確定したため調整するものでございます。

保健事業費、健康診査費につきましては、健康診査の受診率が見込みを上回っているため増額するものでございます。

諸支出金、一般会計繰出金につきましては、医療給付費の実績に基づく前年度の精算金でございます。

続きまして、歳入6ページを御覧ください。

繰入金、一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金、共通経費負担繰入金、療養給付費負担繰入金、いずれも歳出額に合わせて調整するものでございます。

諸収入、後期高齢者医療広域連合受託事業収入につきましては、歳出の健康診査費の増に伴うものでございます。

広域連合返還金につきましては、医療給付費の実績に基づく前年度の精算金でございます。

続きまして、議案第6号令和6年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、詳細説明を申し上げます。

補正予算書の歳出8ページを御覧ください。

保険給付費、居宅介護サービス給付費負担金及び施設介護サービス給付費負担金は、支給実績、決算見込みに基づきまして、保険給付費間で調整するものでございます。

基金積立金、介護給付費準備基金積立金は、準備基金の利子を積み立てるものでございます。

なお、令和6年度末現在の基金残高は約4億2,000万円を見込んでおります。

続きまして、歳入6ページを御覧ください。

財産収入、介護給付費準備基金積立利子につきましては、定期預金の利子収入でございます。

以上で特別会計の詳細説明を終わります。

○議長（古川 誠） 以上で説明は終わりました。

日程第14. 議案第7号

日程第15. 議案第8号

日程第16. 議案第9号

日程第17. 議案第10号

日程第18. 議案第11号

日程第19. 議案第12号

日程第20. 議案第13号

日程第21. 議案第14号

日程第22. 議案第15号

日程第23. 議案第16号

日程第24. 議案第17号

日程第25. 議案第18号

日程第26. 議案第19号

日程第27. 議案第20号

日程第28. 議案第21号

日程第29. 議案第22号

日程第30. 議案第23号

日程第31. 議案第24号

日程第32. 議案第25号

日程第33. 議案第26号

○議長（古川 誠） 日程第14、議案第7号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてから、日程第33、議案第26号令和7年度高鍋町下水道事業会計予算まで、以上20件を一括議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。（「（ ）」と呼ぶ者あり）

○議長（古川 誠） とりあえず進めます。

○町長（黒木 敏之君） 議案第7号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてから、議案第26号令和7年度高鍋町下水道事業会計予算までを一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第7号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、令和6年人事院勧告に基づき、扶養手当、地域手当、通勤手当及び管理職員特別勤務手当の支給要件、支給額等を改めるとともに、再任用職員である定年前の再任用短時間勤務職員に対し、住居手当を支給することを可能とするため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第8号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正についてでございますが、令和6年人事院勧告に基づき、暫定再任用職員に対し、住居手当を支給することを可能とするため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第9号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてでございますが、近年多発する自然災害の発生に伴い、今般、国から職員が災害応急作業等に従事した際の手当の支給に関し、適切に対応する旨の助言があったことに伴い、同手当の支給を可能とするため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第10号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正についてでございますが、仕事と生活の両立支援の拡充への取組の一環として、国家公務員と同様、子育てをしている職員のうち、超過勤務の免除となる子の要件を緩和し、及び仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境を整備するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第11号高鍋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正についてでございますが、今般、国においてマイナンバー制度を活用した関係機関がそれぞれ保有する個人情報のオンラインによる提供及び取得、いわゆる情報連携をすることが可能な事務及び情報の範囲について、これまで法律で定められていたものを新たな事務に迅速に対応することを可能とすることを目的に、省令により定める改正があったことに伴い、条例中、当該法改正により影響が生じる規定について所要の改正をするものでございます。

次に、議案第12号高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございますが、本町の会計年度任用職員が部分休業を取得する際の1日当たりの取得可能時間の

上限について、国の条例改正に関する助言に応じ、所要の改正をするものでございます。

次に、議案第13号高鍋町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をするものでございます。

改正の主な内容は、栄養士法の改正に伴う食事の提供の特例の改正のほか、小規模保育事業所における職員配置基準の改正、連携施設経過措置の期間延長に伴う附則の改正でございます。

次に、議案第14号高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、連携施設に関する経過措置の期間延長に伴う附則の改正をするものでございます。

次に、議案第15号高鍋町水道事業給水条例の一部改正についてでございますが、水道法施行令の一部を改正する政令が公布され、布設工事監督者及び水道技術管理者の学歴及び学科要件や技術上の実務経験年数の見直しがなされたことから、所要の改正をするものでございます。

次に、議案第16号高鍋町下水道条例の一部改正についてでございますが、下水道法施行令の一部を改正する政令が公布され、特定施設を設置する工場または事業所から排出される水質基準の見直しがなされたことから、所要の改正をするものでございます。

次に、議案第17号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございますが、今般の刑法の一部改正に伴い、同法に規定されている刑の種類のうち、懲役と禁錮が一本化され、新たに拘禁刑が創設されたことに伴い、本町の条例において、これらの刑の種類が用いられている規定について同様の改正をするものでございます。

次に、議案第18号令和7年度高鍋町一般会計予算についてでございますが、町長選挙を控えていたことから、義務的経費や継続中の事務事業に関わる経費を中心とした骨格予算として編成いたしました。令和7年度一般会計当初予算は、歳入歳出それぞれ112億1,000万円となり、前年度当初予算と比較すると0.6%の増でございます。

それでは、主な概要について、歳入予算から御説明を申し上げます。

町税につきましては、町民税は所得税による増収を見込み、固定資産税は償却資産評価額の減による減収を見込み、計上いたしました。

地方譲与税から地方交付税につきましては、令和7年度地方財政対策と令和6年度決算見込み等から計上し、地方交付税のうち特別交付税につきましては、過去5年間の決算額の平均に地域おこし協力隊や地域活性化起業人制度に取り組む場合に見込まれる措置額を加え計上いたしました。

寄附金につきましては、ふるさと納税による寄附額を12億円計上いたしました。

繰入金につきましては、事務事業の内容や財源の状況等から判断し、財政調整基金、ふ

るさとづくり基金等の活用を図ることといたしました。

町債につきましては、財政の健全性を重視し、後年度の交付税が措置される地方債を中心に計上いたしました。

続きまして、歳出予算の主な概要について御説明申し上げます。

人件費、扶助費、公債費等の義務的経費につきましては、令和５年度までの実績及び令和６年度の決算見込み等を勘案し、計上いたしました。

このほか、総務費においては、参議院議員選挙や国勢調査のための予算のほか、地域デジタルトランスフォーメーション推進事業費や高鍋駅交流拠点施設管理費を計上いたしました。

民生費では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、重層的支援体制整備事業に取り組む予算や、なでしこ保育園の認定こども園への移行に伴う就学前の教育・保育施設整備補助金を計上いたしました。

衛生費では、昨年度に引き続き６５歳以上等を対象にした新型コロナウイルス定期予防接種や、昨年１０月から５０歳以上を対象に実施した帯状疱疹任意接種に加え、新規事業として６５歳以上、５歳刻みの定期接種に要する予算を計上いたしました。

農林水産業費では、木材製品の国際競争力の強化に向けた木材加工、流通施設の大規模高効率化のための機械設備の導入に対する補助金や、国営かんがい排水事業の完了後の支払いに備えるための基金積立金を計上いたしました。

商工費では、ふるさと納税推進事業費を計上し、土木費では令和７年度が事業完了年度となる茂広毛平付・高岡線道路改良事業費等を計上いたしました。

消防費では、消防団活動に要する予算のほか、防災行政無線の機能強化と合わせ、放送施設に更新するための事業費を計上いたしました。

教育費では、学校教育関係につきましては、スクールソーシャルワーカー及び会計年度任用講師並びに、学校生活支援員の配置に係る予算のほか、児童生徒用タブレットの更新事業費を、社会教育関係につきましては、国民スポーツ大会の軟式野球会場となっている高鍋総合運動公園野球場の大規模改修事業費を計上いたしました。

併せまして、空調設備保守点検業務委託外１件の債務負担行為の計上及び単独道路改良事業外７件の地方債の計上を行うものでございます。

次に、議案第１９号令和７年度高鍋町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、予算総額は、歳入歳出それぞれ２３億６,３６８万８,０００円となり、前年度当初予算と比較すると１.８％の増でございます。

予算の主なものといたしましては、歳入では国民健康保険税、県支出金及び繰入金でございます。

歳出では、保険給付費、国民健康保険事業費、納付金及び保健事業費でございます。

次に、議案第２０号令和７年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ６億４,３７３万６,０００円となり、前年度当初予算

と比較すると2.3%の増でございます。

予算の主なものといたしましては、歳入では、保険料、繰入金及び諸収入でございます。歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金及び保険事業費でございます。

次に、議案第21号令和7年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ986万6,000円となり、前年度当初予算と比較すると5.2%の減でございます。

予算の内容は、高鍋町、新富町、木城町の介護認定審査に要する経費で、予算の主なものといたしましては、歳入では、新富町、木城町の負担金及び介護保険特別会計繰入金でございます。歳出では、委員報酬等の事務的経費でございます。

次に、議案第22号令和7年度高鍋町介護保険特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ19億7,138万6,000円となり、前年度当初予算と比較すると2.0%の増でございます。

予算の主なものといたしましては、歳入では、保険料、国県支出金、支払基金交付金及び繰入金でございます。歳出では、保険給付費及び地域支援事業費でございます。

次に、議案第23号令和7年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ2,034万7,000円となり、前年度当初予算と比較すると15.4%の減となっておりますが、令和6年度は7年に一度の量水器の交換の年となっていたことが大きく影響しているものでございます。

予算の主なものといたしましては、歳入では、使用料、一般会計繰入金及び基金の繰入金。歳出では、検針等を行う会計年度任用職員報酬、職員手当、国営施設の使用料、一ツ瀬川土地改良区が行う施設維持管理に対する負担金などでございます。

次に、議案第24号令和7年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ18万1,000円となり、前年度当初予算と比較すると8.1%の減でございます。

予算の内容は、同委員会の審査をはじめとした委員会の運営に要する経費であり、予算の主なものといたしましては、歳入では、構成市町村からの負担金、一般会計繰入金及び繰越金でございます。歳出では、委員報酬等の事務的経費でございます。

次に、議案第25号令和7年度高鍋町水道事業会計予算についてでございますが、給水戸数9,269戸、年間総配水量220万2,000立方メートルを予定しての予算編成でございます。

その結果、収益的収支は、収入総額5億4,074万8,000円、支出総額5億243万6,000円でございます。

収入の主なものは給水収益で、支出の主なものは、動力費、修繕費、企業債利息、減価償却費等でございます。

また、資本的収支は、収入総額1億8,153万2,000円、支出総額4億438万8,000円でございます。

収入の主なものは国庫補助金及び企業債で、支出の主なものは、企業債償還金、配水管布設費、布設替えに伴う工事請負費、第4次拡張事業詳細設計に伴う委託料等でございます。

収入が支出に対して不足する額につきましては、損益勘定留保資金等で補填するものでございます。

次に、議案第26号令和7年度高鍋町下水道事業会計予算についてでございますが、業務の予定量といたしましては、下水道接続戸数3,540戸、年間総処理水量76万2,000立方メートルを予定しての予算編成でございます。

その結果、収益的収支は、収入総額3億3,155万7,000円、支出総額3億2,691万2,000円でございます。

収入の主なものは、下水道使用料、他会計補助金及び長期前受金戻入で、支出の主なものは、減価償却費、委託料及び企業債利息等でございます。

また、資本的収支は、収入総額8,526万7,000円、支出総額1億7,603万4,000円でございます。

収入の主なものは他会計負担金及び企業債で、支出の主なものは企業債償還金及び処理場建設改良費でございます。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額につきましては、損益勘定留保資金等で補填するものでございます。

以上、20件の議案につきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川 誠） 12時を過ぎましたが、このまま進めたいと思います。

日程第34．発議第1号

○議長（古川 誠） 日程第34、発議第1号高鍋町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。15番、田中義基議員。

○15番（田中 義基君） 15番。発議第1号高鍋町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出者は、高鍋町議会議員田中義基、賛成者は同じく、日高正則、森崎英明、橋重文、春成勇、兒玉秀人、中村末子、永友良和、森弘道、加藤秀文、樫原富子、松岡信博、緒方直樹の各議員でございます。

提出理由を申し上げます。昨年6月交付された、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されました。同法第2条に新たに第8項が新設され、以下の項番号が順次繰り下げられたため、引用する条文にも繰下げが生じること

等に伴い、この高鍋町議会の個人情報の保護に関する条例につきましても所要の改正を行う必要が生じたため、本案をここに提出するものです。

以上です。

○議長（古川 誠） 以上で説明は終わりました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第1号を起立によって採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、発議第1号高鍋町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----

○議長（古川 誠） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後0時12分散会
